○農林水産省告示第二千百十四号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第五十六条の二（同令第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十六年七月一日農林水産省告示第八百六十七号（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十六条の二（同令第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件）の一部を次のように改正し、平成三十年一月一日から施行する。

平成二十九年十二月十八日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前		
指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十六条の二（同令第六十二条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限は、次の表のとおりとする。	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十六条の二（同令第六十二条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限は、次の表のとおりとする。		
海域	漁具に関する制限	海域	漁具に関する制限
（略）	（略）	（略）	（略）
第二　千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約第三条に規定する太平洋の海域のうち、北緯二十三度以北の海域（メキシコの排他的経済水域を除く。）及び南アメリカ大陸の西海岸線と北緯二度との交点から北緯二度西経九十五度の点に至る直線、北緯二度西経九十五度の点から南緯十五度西経九十五度の点に至る直線、南緯十五度西経九十五度の点から南緯十五度西経八十五度の点に至る直線、南緯十五度西経八十五度の点から南緯三十度西経八十五度の点に至る直線、南緯三十度西経百五十度の点に至る直線から成る線以南の海域	一・二　（略） 三　浮玉又は浮縄と枝縄とを接続してはならない。	第二　千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約第三条に規定する太平洋の海域のうち、北緯二十三度以北の海域（メキシコの排他的経済水域を除く。）及び南アメリカ大陸の西海岸線と北緯二度との交点から北緯二度西経九十五度の点に至る直線、北緯二度西経九十五度の点から南緯十五度西経九十五度の点に至る直線、南緯十五度西経九十五度の点から南緯十五度西経八十五度の点に至る直線、南緯十五度西経八十五度の点から南緯三十度西経八十五度の点に至る直線、南緯三十度西経百五十度の点に至る直線から成る線以南の海域	一・二　（略） （新設）
（略）	（略）	（略）	（略）

公　　告

諸　事　項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年12月18日

国土交通大臣　石井　啓一

区域	撮影	摘要				
種類	地上画素寸法	実施時期	整理番号	地区（地方）		
〃	〃	〃	ＣＳＩ－2017－3	香南	デジタル	502枚
〃	〃	〃	ＣＳＩ－2017－4	奈半利	デジタル	662枚
〃	〃	〃	ＣＳＩ－2017－5	黒潮	デジタル	1,317枚
数値空中写真	20cm	平成29年	ＣＳＩ－2017－1	美波	デジタル	121枚
〃	〃	〃	ＣＳＩ－2017－2	室戸	デジタル	581枚

区域	面積				
種類	地上画素寸法	実施時期	整理番号	地区（地方）	
数値空中写真（正射画像）	20cm相当	平成29年	ＣＳＩ－2017－1	美波	76㎢
〃	〃	〃	ＣＳＩ－2017－2	室戸	357㎢
〃	〃	〃	ＣＳＩ－2017－3	香南	201㎢
〃	〃	〃	ＣＳＩ－2017－4	奈半利	221㎢
〃	〃	〃	ＣＳＩ－2017－5	黒潮	524㎢

備考　空中写真の刊行日　平成29年12月19日